

福島復興再生特別措置法改正により拡大された対象区域における
初めての生活環境整備事業の実施について

1. 5月10日付で施行された福島復興再生特別措置法改正では、避難解除後の住民の帰還環境の整備を加速するため、国による生活環境整備事業を、従前の避難解除等区域に加えて、特に必要な場合には、居住制限区域や帰還困難区域においても実施できるよう、対象区域を拡大しました。今回拡大された対象区域内で初めて事業を実施致します。
2. 5月30日付で、富岡町の居住制限区域内にある「汚泥再生処理センター」（家庭などで発生し、くみ取り回収したし尿等を処理する施設）ほか1件について、再開に向けた施設内部の清掃を行う生活環境整備事業の実施を決定致しました。
双葉郡の8か町村では消防、ゴミ処理などの事務を一部事務組合を組織して広域で処理しているところです。
3. なお、他の1件については檜葉町の避難指示解除準備区域内にある「南部衛生センター」（ごみ処理施設）等であり、これは法改正前においても実施可能な区域内の施設ですが、今回組合より合わせて申請があり実施を決定致しました。
4. 今後とも、居住制限区域や帰還困難区域にあるものも含めて、避難解除後の住民の帰還に必要な施設について地域のニーズに迅速かつ柔軟に対応することで、住民の帰還の環境整備を加速して参ります。

本件連絡先：
復興庁原子力災害復興班
金子、松澤、中辻
TEL:03-5545-7465